

令和8年度「広報ほくえい」デザイン編集支援業務評価要領

1 審査委員

委員長 副町長

委員 総務課長、企画財政課長、福祉課長

2 評価基準

それぞれの審査委員が下記の評価の視点を元に、各評価項目を5段階で採点する。

審査委員の採点に基づき項目に応じて下記のとおり配点し（審査委員1人あたり100点満点）、審査委員の総合計得点（100点×4人＝400点満点）で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価基準	配点
提案者の実績と安定性	会社概要、自治体広報誌等の制作実績から、安定した業務遂行が可能か。	15
編集方針と訴求力	提案されたコンセプトに独自性があり、北栄町の魅力を引き出す訴求力があるか。	20
視認性とデザイン	記事や文字のレイアウトが整理され、読者に届く工夫や、写真・イラストの効果的な仕様がなされているか。	15
UD・配色への配慮	高齢者や色覚障がい者に配慮した配色（カラーユニバーサルデザイン）や、UDフォントの活用など、誰にでも読みやすい工夫が具体的か。	15
実施体制と柔軟性	町や印刷業者との打ち合わせの体制や、突発的な作業（急な修正等）への迅速な協力体制が示されているか。	15
独自の改善提案	単なる作業代行ではなく、紙面の質をあげるための独自の改善提案があるか。	10
見積価格	提案内容に対して価格帯は妥当であるか。	10

（採点）5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通である

2点：不十分である 1点：全く不十分・問題がある

3 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合計得点の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 総合計得点における満点の2分の1に満たない場合は、契約予定者から除外する場合がある。
- (3) 総合計得点と同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。